

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【239】

2. 日時：令和2年6月26日 16時00分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：（※TV会議システムによる出席）

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、藤田審査チーム員※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他12名※

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、基本設計方針（14条、15条、54条）について、令和2年6月5日及び11日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【基本設計方針（設計基準対象施設の機能（15条））】

- 浸水防護施設のうち溢水防護に関する施設の記載について、安全施設に準じて共用に関する設計上の配慮を行う方針を記載すること。

（3）東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし